

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>                  2 項目別評価                  I. 業務運営・財務内容等の状況                  (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p><b>【原文】</b>                  「<u>【評定】中期計画の達成のためにはやや遅れている</u>」</p> <p><b>【申立内容】</b>                  下記の評定に変更願いたい。</p> <p>「<u>【評定】中期計画の達成に向けておおむね順調である</u>」</p> <p><b>【理由】</b>                  研究費の不正使用を防止するため、従前より各種取組を進め、平成27年度も下記のとおり全学として取り組んだ（下記Ⅰ参照）。</p> <p>さらに、過年度における研究費の不適切な経理が確認されたことをうけて、平成28年度は、原因を究明し、不正防止計画の改正を行うとともに、新たに、実効性のある再発防止に向けた積極的な取組を策定し、不正使用防止体制の強化・拡充を徹底的に断行している（下記Ⅱ参照）。</p> <p>このように研究費の不正使用防止に向けて全学をあげて徹底的に取り組んでいるものであり、評定につきまして御配慮いただくようお願いいたします。</p> <p><b>【Ⅰ. 研究費の不正使用防止のため、平成27年度に取り組んだ事項】</b>                  ① 「九州大学研究者のための行動基準」を改正し、研究者だけでなく、教職員、学生など、研究費の運営・管理に関わる<u>全ての構成員</u>に研究費の適正な使用を求めた。                  ② <u>全部局</u>に対して九州大学研究費不正防止計画の実施状況のモニタリング調査を行い、全部局で「九州大学研究</p>	<p><b>【対応】</b>                  原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b>                  申立て理由に記述された取組を含め、研究費の適切な使用状況について総合的に勘案した評定としているため。</p>

費不正防止計画」が適正に実施されていることを確認した。

- ③ 研究費の使用ルールや不正対策などを理解するための「研究費の運営・管理に係るコンプライアンス教育」を、Web 学習システムを用いて全学的に実施し、全学基本メールによる全教職員への周知、各種会議での受講状況報告等による受講促進並びに「研究者の採用時における取扱い」の整備等により、適切な受講管理を行った。また、新たに英語版教材を作成し、外国人教員等についても、受講可能な体制を整備した。
- ④ 科研費の公募要領等説明会にて、研究費の適正な使用について周知及び注意喚起を実施した。また、科研費応募にあたっては、Web 学習システムによる「コンプライアンス教育」の受講を応募条件とした。
- ⑤ 研究費の性質、適正な使用と制限及び行動基準など、研究費の適正な使用のため理解しておくべき事項を、教員ハンドブック 2015 に記載した。
- ⑥ 研究費の使用ルールを解説した研究費使用ハンドブックを改訂し、全研究者を含む関係職員に配付した。
- ⑦ 他大学等における不正事案の発生を受け、本学における適正な研究活動の推進並びに研究費の適正な執行について注意喚起を行った。
- ⑧ 学内の意識の啓発を図るため、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を防止するためのポスター及びリーフレット（日本語版・英語版）を作成し、学内に配付した。
- ⑨ 本学における大学経費の不適切な使用の発生を受け、再発防止のため、各部局において意識の向上を図るための通知及び会議等報告で周知徹底を行った。
- ⑩ 研究倫理及びコンプライアンス（研究費）教育において、各部局に所属する各教育の受講義務者のうち、大学院生を除く者の受講率が、両方又はいずれかが 100%未満である部局について、教育研究基盤校費を減額することとした。

## 【Ⅱ. 平成28年度以降の不正使用防止体制の強化・拡充に向けた取組状況】

- ① 部局における予算執行管理を行う者として各部局の事務部門の長（部を置く事務部門にあっては課長でも可）をコンプライアンス推進副責任者に任命し責任体制を整備する。
- ② 研究費の使用ルールや事務処理手続き等について、教員及び研究支援者或いは、取引業者が日常的に相談を行いやすいよう、事務局及び部局担当部署に設置している相談窓口の活用を周知徹底する。
- ③ E-learningを用いたコンプライアンス教育の受講について、今後は、研究費の管理・執行に権限をもつ教員等だけではなく、その他の職員についても必須とし、当該E-learningを用いたテストによりその理解度の確認及び誓約書の提出を求める。
- ④ コンプライアンス推進責任者は、部局におけるコンプライアンス教育の周知方法及び未受講者への催促等の実施状況について、統括管理責任者へ報告する。
- ⑤ コンプライアンス推進責任者向けの講演会を開催する。
- ⑥ 教員に対する説明会を開催する。
- ⑦ 事務職員に対する説明会を開催する。
- ⑧ 教員発注の補助業務に携わる職員（非常勤職員を含む）に対する説明会を開催する。

- ⑨ 研究者及び事務職員の双方が出席して研究費の使用方  
法等に関する意見交換会を実施する。
- ⑩ 学内者に対する「発注・受領マニュアル」等をWEB公  
開する。
- ⑪ 業務マニュアル、コンテンツ教材、ハンドブック、リー  
フレット等を随時改訂して、周知徹底を図る。
- ⑫ 取引業者に対して、不正使用に対する取引停止の長期化  
等について周知するとともに、研究費不正に関する従業員  
への教育・研修の充実及び本学における研究費不正に  
関する再発防止策への協力を求める等誓約書を改めて  
提出してもらう。
- ⑬ 取引業者向けの「受注・納品マニュアル」等をWEB公  
開する。
- ⑭ 事務処理ルールに対する取引業者の理解度を検収セン  
ター等にて確認する。
- ⑮ 一定のリスク要因・実効性を考慮した上で、納品物品に  
対して検収センターで検収を行う際に油性ペン等でマ  
ーキングを行う。
- ⑯ コンプライアンス推進副責任者(各部局の事務部門の長  
)によるデータ分析を適宜行い、リスク要因を早急に把  
握する。例えば、同一の研究室において、(1)少額取  
引を多数繰り返している業者がある場合、(2)特定の  
研究室としか取引がない業者がある場合、(3)部局に  
おいて取引実績のない新規業者へ発注が偏る場合は、必  
要に応じて現物確認や取引業者の選定理由等のヒアリ  
ングを行う。
- ⑰ コンプライアンス推進副責任者(各部局の事務部門の長  
)が適宜、予算執行状況の確認を行い、他の課題に比べ  
執行の遅い課題、執行のない課題については、コンプラ  
イアンス推進責任者に毎月もしくは四半期毎に各課題  
の執行状況を報告する。その際、特に執行の遅い課題に  
ついては、年間の執行計画を提出してもらい、実際の執  
行状況と突合することで、計画的な執行を促す。
- ⑱ 研究費の不正な使用が発生した際、不正発生部局におけ  
る研究費・管理体制に不備が認められた場合は、部局長  
経費等の減額措置を行う。また、部局内で再発防止に係  
る体制を強化するために要する費用(人件費等)は、当  
該研究室等より財源を拠出する仕組みを整備する。
- ⑲ 「物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準」を改正  
し、不正使用に対する取引停止期間の長期化(最長9月  
以内を24月以内に改正)を平成28年度より実施する。
- ⑳ 科学研究費助成事業等内部監査(例年6～8月実施)及  
び内部監査(例年11月～1月)において、リスクアプ  
ローチ監査を行う。

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>                  2 項目別評価                  I. 業務運営・財務内容等の状況                  (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p><b>【原文】</b>                  「研究費の不正使用防止に向けた取組については、<u>コンプライアンス教育の受講義務化等関係者の意識向上に向けた取組や、事務職員による教員発注状況のモニタリングの導入等適正な管理体制の整備が行われているが、過年度における研究費の不適切な経理が確認されたことから、引き続き再発防止に向けた積極的な取組を行うことが求められる。</u>」</p> <p><b>【申立内容】</b>  <b>【修正文案】</b> の通り修正願いたい。</p> <p><b>【修正文案】</b>                  「研究費の不正使用防止に向けた取組については、<u>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（文部科学大臣決定）」等を踏まえ「九州大学研究者のための行動基準」に基づく取り組みを講じてきたが、過年度における研究費の不適切な経理が確認されたことから、原因を究明して、実効性のある再発防止に向けた積極的な取り組み（コンプライアンス教育の受講義務化等関係者の意識向上に向けた取組や、事務職員による教員発注状況のモニタリングの導入等）が新たに講じられており、その確実な実施が求められる。</u>」</p>	<p><b>【対応】</b>                  意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『 研究費の不正使用防止に向けた取組については、<u>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（文部科学大臣決定）」等を踏まえ「九州大学研究者のための行動基準」に基づく取り組みを講じているが、過年度における研究費の不適切な経理が確認されている。このことについては、原因を究明して対策を講じるなど、再発防止に向けた取組が行われているが、引き続き再発防止に向けた積極的な取組を行うことが求められる。</u>』</p> <p><b>【理由】</b>                  原案で記載されている具体的な取組については、事案発生後に講じられたものであることから、事案発生時に講じられていた取組に記述を修正するもの。                  また、平成27年度中において、原因の究明が行われていること、また、その原因究明を踏まえ、一定の取組がなされていることを明確にするため記述を修正するもの。</p>

**【理由】**

原文に記載されている取組（コンプライアンス教育受講義務化・事務職員によるモニタリング導入）は、当該研究費の不正使用発覚（H28.7月に文科省に最終報告書提出）を受けて策定（H28.9月）した再発防止策である。

現行の記載では、同取組を行っていたにもかかわらず、不正が発覚したと誤解を受けられる可能性があるため、H28.7月以前における本学の取組に文言修正をお願いしたい。